

福島県電子入札運用基準（工事等）

制 定 平成20年2月1日総務部長依命通達

最終改正 平成25年4月1日

第1 趣旨

この基準は、福島県（以下「県」という。）が福島県電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して行う工事、測量、工事の設計及び工事に関する調査（以下「電子入札対象案件」という。）の入札手続きに関し、円滑かつ的確に実施するための事務取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

第2 用語の定義

この基準において、使用する用語の意義については、以下に定めるところによる。

- 1 電子入札システム 県がコンピュータとネットワークを利用して参加申請から入札、落札者決定までの事務（以下「入開札事務」という。）を行うための情報システムをいう。
- 2 電子入札 電子入札システムを使用して処理する入開札事務をいう。
- 3 紙入札 電子入札によらない従来の紙媒体により処理する入開札事務をいう。
- 4 ICカード 電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号）第4条第1号に規定する電子証明書を格納したカードをいう。
- 5 電子ファイル 電子入札において提出書類として扱う電磁的記録をいう。
- 6 入札参加者 電子入札対象案件に参加しようとする者をいう。
入札参加者は、あらかじめ、県の「工事等の請負契約に係る入札参加者の資格審査に関する要綱」に基づき入札に参加する資格があると認定され、「工事等請負有資格業者名簿」に登録されており、かつ電子入札システムの利用者登録を行う必要がある。
- 7 紙入札参加者 案件毎に県の承諾を受け、紙入札により電子入札対象案件に参加しようとする者をいう。

第3 電子入札対象案件

電子入札対象案件は、予定価格が地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第3条第1項の規定により建設工事及び建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスの調達契約に係る予定価格として総務大臣が定める額未満であるもののうちから、県があらかじめ指定するものとする。

第4 電子入札システムの利用時間

電子入札システムの利用時間は、原則として、午前9時から午後5時まで（福島県の休日定める条例（平成元年福島県条例第7号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）とする。

第5 電子入札システムへの利用者登録

入札参加者は、あらかじめ、電子入札に使用できるＩＣカードを取得して、電子入札システムに利用者登録を行わなければならない。

また、ＩＣカードの更新、追加等を行った場合も、同様とする。

第6 電子入札対象案件の登録等

県は、電子入札対象案件を電子入札システムに登録するとともに、電子入札対象案件である旨を公告等に記載する。

- 1 公告は、公告した日から入札参加受付終了の日まで行うものとする。
- 2 入札参加の受付期間は、原則として第18の質問回答日の翌日及び翌々日の2日間（その日が休日に当たるときはその前日に当たる平日とする。）とする。ただし、総合評価方式においては、技術提案書の作成に要する日数として質問回答日と入札参加の受付初日の間に3日間程度（休日を除く）加算すること。
- 3 入札書受付の期間は、原則として、開札日またはその前日（その日が休日に当たるときはその前日に当たる平日とする。）とし、その受付時間は、それぞれ午前9時から午後5時までの間で設定し、最低4時間確保するものとする。
ただし、総合評価方式における入札書受付日は、入札参加の受付終了日の翌日から起算して7日（休日を除く）以内とし、県が必要と認める場合は入札書受付開始日を開札日の前々日以前にすることができる。
- 4 見積内訳総括表の開封日時は、開札日に設定する。
- 5 その他の日時等は、福島県条件付一般競争入札実施要領の規定に準じて設定するものとする。

第7 入札参加者が使用するＩＣカードの取扱い

- 1 入札参加者が電子入札において使用することができるＩＣカードは、入札参加者（経常建設共同企業体（以下「経常JV」という。）又は特定建設工事共同企業体（以下「特定JV」という。）にあっては、経常JV又は特定JVを代表する構成員（以下「代表構成員」という。）の代表者又は当該代表者から入札及び見積に関する一切の権限について委任を受けた者のＩＣカードとする。
- 2 入札参加者が特定JVである場合にあっては、発注機関の長は、協定書と同一の内容を記録したファイルを第11に規定する受付の際に提出させるものとする。

第8 電子入札対象案件におけるシステム利用の原則

- 1 電子入札対象案件については、電子入札システムを利用して入札手続きを行うものとし、原則として書面による入札参加申請書、辞退届及び入札書等の提出は認めない。
- 2 電子入札対象案件については、入札参加者に対する入札手続きに関連する各種通知等は、原則として電子入札システムを利用して行う。

第9 紙入札による参加を承諾する場合

- 1 第8の規定にかかわらず、次の各号に該当する入札参加者にあつては、入札参加受付期限日までに「紙入札方式参加承諾願」（別記第1号様式）を提出し、その承諾を得て、技術提案書及び入札書等を指定する期日までに持参する方法で入札するものとする。
 - (1) 電子入札システムの障害等により、入札書等の提出期日までに、電子入札システムを使用した手続を行うことが困難な場合
 - (2) 電子入札を行うためのICカードが失効（有効期限切れを除く。）、破損等で使用できなくなった場合で、ICカードの再発行の申請を予定又は申請中の場合
 - (3) 電子入札を行うためのICカードの名義人が退職、異動等により、当該ICカードを使用することが不適當となった場合で、ICカードの再発行の申請を予定又は申請中の場合
 - (4) その他の紙入札を行うことが真にやむを得ないと認められる場合
- 2 入札参加申請締切から入札書等の提出期日までの間に、上記1の(1)から(4)の理由により、入札書等が提出できない場合にあつては、1の規定にかかわらず入札書等提出期日までに「紙入札方式参加承諾願」により承諾を得た上で、入札書等を持参する方法で入札に参加するものとする。
- 3 県は1の規定により、紙による参加を認めたときは、当該案件について電子入札システムの使用を認めないものとする。

ただし、すでに電子入札システムを利用して提出済みの文書については有効なものとして取り扱う。
- 4 県は、1の規定により紙による参加を認めたときは、開札時に紙入札参加者として電子入札システムに登録するものとする。

第10 電子ファイルの作成基準

- 1 電子ファイルでの提出を求める書類の作成に使用するソフトウェアは、次のいずれかによらなければならない。

なお、添付ファイルの容量は2MBまでとする。

 - (1)MicrosoftWord
 - (2)MicrosoftExcel
 - (3)PDFファイル
 - (4)一太郎
- 2 複数ファイルとなる場合は、1つのファイルに圧縮し、送信するものとする。ただし、圧縮ファイルの形式については、LZH又はZIP形式とする。
- 3 電子ファイルを提出するに当たり、入札参加者は事前に当該ファイルがコンピュータウィルスに感染していないか確認し、ウィルスに感染したファイルを添付してはならない。

第11 入札参加申請

- 1 入札参加者は入札参加受付期限日までに、電子入札システムにより、入札参加申請を行うものとする。

- 2 その際、総合評価方式の場合にあっては、技術提案書を添付ファイルとして送信するものとする。
- 3 2以外の場合にあっては、任意の電子ファイルを添付ファイルとして送信するものとする。
- 4 入札参加者は添付ファイルを送信する前に、必ずウイルスチェックを行うものとする。
なお、第13の1にある見積内訳書総括表等を提出する際も同様とする。
- 5 ウイルス対策用ソフトの種類は問わないが、常に最新のパターンファイルを適用したものでウイルスチェックを行うものとする。
- 6 入札参加者から提出された添付ファイルにおいてウイルス感染が判明した場合、入札執行権者はウイルスチェックの実施の有無を当該入札参加者に確認の上、期日を指定し、書面により持参又は郵送での再提出を求めるものとする。
なお、再提出する場合においては、「コンピュータウイルスチェック票」（別記第2号様式）を添付するものとする。

第12 入札参加申請時に技術提案書が送信できない場合

- 1 ファイルの容量が合計2MBを超える場合においては、技術提案書の様式第1号のみ送信するものとする。
- 2 1の場合における様式第1号以外の技術提案書については、県が指定する入札参加申請の提出期限までに到達するよう、持参、郵送又は電子メールにより提出するものとし、複数の方法による提出は認めない。
- 3 郵送により送付する場合には、封筒の表に次の内容を記載するものとする。
 - (1)入札参加者の商号又は名称
 - (2)工事（業務）番号
 - (3)工事（業務）名
 - (4)「電子入札技術提案書在中」との朱書き
- 4 電子メールにより送付する場合には、3(1)から(4)までの内容をメール本文に記載のうえ、提出するファイルを送信するものとする。

第13 入札

- 1 入札参加者は、電子入札システムにより入札書及び工事案件においては見積内訳総括表を入札書等の提出期日までに提出するものとする。
なお、当該期日までに入札書が到達しない場合は、入札を辞退したものとみなす。
- 2 入札書には、入札金額、くじ番号等必要な事項を全て入力するものとする。
- 3 県は、電子入札書等が提出されたときは、速やかに電子入札システムにより受付票を発行するものとする。
- 4 入札書等の提出期日の経過後直ちに電子入札を締め切り、その旨を入札参加者（紙入札参加者を除く）に通知するものとする。
- 5 提出された入札書、辞退届等の変更又は取消しは認めない。
- 6 入札参加者側の障害等により入札及び開札の日時を変更する場合の基準及び取扱い

(1) 入札参加者側から障害等により電子入札ができない旨の申出があった場合には、県は、障害の内容と復旧の見込みについて調査確認を行うものとする。復旧までに相当の時間を要すると判断され、かつ、次のいずれかに該当する事由により、原則として複数の入札参加者が参加できない場合には、入札又は開札の日時の変更を行うことができるものとする。

ア 天災

イ 広域・地域的停電

ウ プロバイダ又は通信事業者に起因する通信障害等

エ その他入札又は開札の日時の変更が妥当であると認められる障害（ICカードの紛失・破損、端末の不具合等入札参加者の責めに帰すべき事由による障害を除く。）

(2) (1)の規定により入札又は開札の日時を変更したときは、電子入札システムを使用して、その旨を入札参加者に通知するものとする。

(3) 変更後の入札又は開札の日時を直ちに決定できない場合には、電子入札システムを使用して、入札参加者に、入札又は開札の日時の決定後に再度通知する旨の記載を付して仮の入札又は開札の日時を通知し、変更後の入札又は開札の日時を決定した後に、再度その旨を通知するものとする。

(4) (2)及び(3)の規定による通知については、電子入札システムを使用することができない場合又は紙入札参加者に対する場合には、ファクシミリ等を使用して行うものとする。

7 県の使用に係る電子計算機等の障害により入札及び開札の日時を変更する場合等の取扱い

(1) 県は、県の使用に係る電子計算機等の障害が発生した場合は、復旧の見込み等について調査確認を行い、必要があるときは、入札若しくは開札の日時の変更を行い、又は紙入札に切り替えるものとする。この場合において、既に入札している入札参加者の電子入札書等は、有効なものとして取り扱うものとする。

(2) (1)の規定により入札又は開札の日時を変更したときは、電子入札システムを使用して、その旨を入札参加者に通知するものとする。

(3) 変更後の入札又は開札の日時を直ちに決定できない場合には、電子入札システムを使用して、入札参加者に、入札又は開札の日時の決定後に再度通知する旨の記載を付して仮の入札又は開札の日時を通知し、変更後の入札又は開札の日時の決定後に、再度その旨を通知するものとする。

(4) 6(4)の規定は、(2)及び(3)の規定による通知について準用する。

第14 開札

1 県は、入札公告で示す日時及び場所において、電子入札システムを使用して開札するものとする。

2 紙入札参加者がいるときの開札にあつては、開札日時に、紙入札者の前で、入札書を開封する旨を告げるものとする。この場合において、県は、開封した入札書の、氏名又は名称及びくじ番号を、それぞれ1回ずつ明瞭に読み上げるとともに、県の使

用に係る電子計算機に入力するものとする。

- 3 紙入札参加者を除き、入札参加者の立ち会いを不要とすることができる。また、紙入札参加者がいないときの開札にあっては、当該入札事務に関係のない職員の立ち会いを不要とすることができる。
- 4 県は、県の使用に係る電子計算機に表示される入札結果を確認して、その順位及び落札者又は落札候補者を決定するものとし、その場において、落札者又は落札候補者の順位、氏名又は名称及び入札金額（総合評価方式の場合にあっては、順位、氏名又は名称のみ）を口頭で公表するものとする。
- 5 落札となるべき同価格の入札をした者（総合評価方式の場合にあっては、同評価値の入札をした者）が2者以上あるときは、電子くじにより落札者又は落札候補者の決定を行う。
ただし、2番目となる同じ価格をもって入札した者が2者以上あるときは、電子くじによらず、書面でくじを行う。3番目以降の順位を決定する必要があるときも同様とする。なお、入札参加者の立ち会いを不要とした場合にあっては、書面のくじでの立ち会いを不要とする。
- 6 県は、落札者を決定したときは、速やかに、入札参加者（紙入札参加者を除く。）に対しては電子入札システムを使用して、紙入札参加者に対しては、電話等により通知する。

第15 再度入札

- 1 当初開札において、落札者又は落札候補者が決定しなかった場合には、必要に応じて再度入札を行うものとする。
- 2 再度入札の日時等については、電子入札システムにより行うものとし、紙入札参加者に対しては、電話等により通知する。
ただし、入札参加者の所在地等から持参する紙入札に移行しても支障ないと判断できる場合は、第9に規定する紙入札方式参加の承諾にかかわらず、入札書等持参による再度入札に移行することができる。この場合は入札参加者に対して電話等により通知するものとする。
- 3 入札書の提出方法については、指定された日時までに入札書のみを提出するものとする。
ただし、再度入札を持参する紙入札で行う場合は、入札書及び見積内訳総括表を提出するものとする。
- 4 開札の方法は第14に準ずるものとする。
- 5 工事の場合において落札候補者は、第12の2から4までの運用に準じて見積内訳総括表を提出するものとする。

第16 ICカードの不正使用

入札参加者がICカードを不正に使用して行った入札は、無効とする。ただし、落札後に判明した場合には、契約締結前にあっては契約を締結しないこととし、契約締結後にあっては契約を解除することができる。また、ICカードを不正に使用して入札を行った者

については、「福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱」に基づく入札参加資格制限等の措置を行うことがある。

第17 入札書の無効

福島県工事等競争入札心得の規定によるもののほか、次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。

- 1 第16の規定に該当した入札書
- 2 第9の規定による承諾のない、又は指示によらない紙の入札書
- 3 同一の入札参加者が電子入札と紙入札の両方を行ったときの入札書
- 4 ICカードの登録内容に変更が生じているにもかかわらず、変更前のICカードを使用して提出された入札書
- 5 入札書提出時に使用したICカードの有効期限が開札日までに期限切れになり、開札することができない入札書
- 6 総合評価方式の場合において、入札参加申請時に技術提案書の添付がされなかった入札書
- 7 工事の場合において、入札書等の提出時に見積内訳総括表が添付されていない入札書
- 8 第10の定めによらないソフトウェアで作成されたファイルが添付された入札書
- 9 第11の6の規定により、添付ファイルのウイルスチェックを行わなかったことが確認された入札書

第18 設計図書等に関する質問及び回答

電子入札対象案件の設計図書等に対する入札参加者からの質問及び回答については次の各号によるものとする。

- (1) 質問は、公告等で示す日時までに、FAX、電子メールにより行うものとする。
- (2) 質問の回答は、福島県のホームページに登録するものとする。

第19 免責事項

- 1 利用者が使用するコンピュータ、通信機器及び回線等の障害等により、入札書等の提出が遅延又は不能となる若しくは電子入札システムからの情報が表示遅延又は表示不能となる等の場合において利用者に生じた損害について県は責任を負わないものとする。
- 2 電子入札システムの利用に当たり、電子証明書及び電子署名による本人確認の手続きを行ったうえで利用者本人と認めて県が取扱いを行った場合は、パソコン、電子証明書及び電子署名に係る偽造、変造、盗用、不正使用又はその他の方法による、いわゆるなりすましによって生じた損害について県は責任を負わないものとする。
- 3 天災、事変その他システム管理者の責に帰すことのできない事由により電子入札システムの利用が遅延又は不能となった場合、そのために生じた損害について県は責任を負わないものとする。

第20 その他

この基準に定めるもののほか、電子入札に係る事務の取扱いについては、財務規則、福島県条件付一般競争入札実施要領、入札公告、入札説明書等の定めるところによる。

第1号様式（第9関係）

紙入札方式参加承諾願

年 月 日

福島県知事

住 所
商号又は名称
代表者氏名 印

下記の工事等の入札については、電子入札システムを使用して参加することができないので、紙入札による参加を承諾してください。

記

- 1 工事（業務）番号
- 2 工事（業務）名
- 3 電子入札により参加することができない具体的な理由

上記について承諾します。

なお、当該案件について電子入札システムを使用した手続は行わないでください。

また、入札の際は、入札執行日の開札時間までに入札書を開札会場に持参してください。

上記について承諾できません。

理由

年 月 日

様

印

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。